

# 十勝圏複合事務組合徴税吏員等の委任に関する規則

平成19年3月2日  
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、十勝市町村税滞納整理機構（以下「機構」という。）における、地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第3号に規定する徴税吏員及び十勝圏複合事務組合運営に関する規則により準用する帯広市国民健康保険条例施行規則（平成4年規則第10号。以下「国保規則」という。）第22条第1項に規定する職務の委任を受けた職員（以下「徴収職員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(権限の委任)

第2条 徴税吏員及び徴収職員（以下「徴税吏員等」という。）の権限は、機構の吏員に委任する。

(徴税吏員証)

第3条 前条の規定により委任を受けた徴税吏員の身分を証明する証票（以下「吏員証」という。）は、様式第1号とする。

(徴収職員証)

第4条 第2条の規定により委任を受けた徴収職員の身分を証明する証票（以下「職員証」という。）は、様式第2号とする。

(吏員証及び職員証の取扱い)

第5条 徴税吏員等は、その職務を行うに当たっては、常に吏員証及び職員証を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2 徴税吏員等は、紛失又は盗難等により吏員証又は職員証を亡失したときは、速やかに徴税吏員証等亡失届書（様式第3号）を組合長に提出しなければならない。

3 徴税吏員等は、吏員証又は職員証を亡失したとき、吏員証又は職員証が汚損又は摩滅等によりその使用に耐えられなくなったときは当該吏員証又は職員証を添えて、徴税吏員証等再交付申請書（様式第4号）を組合長に提出して、吏員証及び職員証の再交付を受けることができる。

4 機構の吏員が、その身分を失ったときは、吏員証及び職員証を返還しなければならない。

(徴税吏員証等交付台帳)

第6条 機構に徴税吏員証等交付台帳（様式第5号）を備え、徴税吏員等の委任又はその取消をしたとき、徴税吏員等の記載事項に異動が生じたとき、吏員証及び職員証の再交付を行ったときその他必要と認めるときは、速やかに加除訂正しなければならない。

(委任規定)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第8号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規則第4号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

（表）

第 号	徴税吏員証	
写 真	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	年 月 日交付	
	十勝圏複合事務組合長	印

5.4 cm

8.5 cm

（裏）

注 意	
1	本証は、徴税吏員が質問、検査及び滞納処分の職務を行う場合は、必ず携帯しなければならない。
2	本証は、関係人から請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
3	本証は、他人に貸与又は譲渡し、使用させてはならない。
4	本証を汚損、紛失等したときは、直ちにその旨を届け出て、再交付を受けなければならない。
5	異動その他の理由により徴税吏員の職を解任されたときは、本証を直ちに組合長に返納しなければならない。

5.4 cm

8.5 cm

様式第2号（第4条関係）

（表）

第 号	徴収職員証	
写 真	所 属 職 名 氏 名	
	年 月 日交付	
	十勝圏複合事務組合長	印

5.4 cm

8.5 cm

（裏）

注 意
1 本証は、国民健康保険料の徴収職員が質問、検査及び滞納処分の職務を行う場合は、必ず携帯しなければならない。
2 本証は、関係人から請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
3 本証は、他人に貸与又は譲渡し、使用させてはならない。
4 本証を汚損、紛失等したときは、直ちにその旨を届け出て、再交付を受けなければならない。
5 異動その他の理由により徴収職員の職を解任されたときは、本証を直ちに組合長に返納しなければならない。

5.4 cm

## 徴税吏員証等亡失届出書

年 月 日

十勝圏複合事務組合

組合長 様

十勝市町村税滞納整理機構

職氏名

徴税吏員証（徴収職員証）を亡失したので、次のとおり届け出ます。

### 記

※亡失吏員証 (職員証)番号		※交付年月日	年 月 日
亡失年月日	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 頃		
亡失の場所 (具体的に)			
亡失の理由 (番号に○)	1 紛失 2 盗難 3 その他 ( )		
亡失のときの状況 (具体的に)			
備考			

注1 日時・場所等が不明のときは、推定によりできる限り具体的に記入すること。

必要な場合は、地図、その他の資料等を添付すること。

2 亡失した吏員証（職員証）を発見したときは、速やかに組合長に届け出ること。

3 ※印は担当者記入欄につき、記入しないこと。

## 徴税吏員証等再交付申請書

年 月 日

十勝圏複合事務組合  
組合長 様

十勝市町村税滞納整理機構  
職氏名

徴税吏員証（徴収職員証）を再交付いただきたく、次のとおり申請します。

### 記

再交付の理由 (番号に○)	1 亡失 2 汚損 3 摩滅 4 その他( )		
亡失の場合は吏員証(職員証)亡失年月日	年 月 日		
返還する吏員証(職員証)番号	交付年月日	年 月 日	
※再交付吏員証(職員証)番号	※再交付年月日	年 月 日	
備考			

注1 亡失以外のときは、必ず吏員証（職員証）を添付すること。

2 ※印は担当者記入欄につき、記入しないこと。

